

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	沖縄における子供の貧困対策の現状と課題 －沖縄子供の貧困緊急対策事業を中心に－
著者 / 所属	藤生 将治 / 第一特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	440 号
刊行日	2021-11-1
頁	67-82
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20211101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

沖縄における子供の貧困対策の現状と課題

— 沖縄子供の貧困緊急対策事業を中心に —

藤生 将治

(第一特別調査室)

1. はじめに
2. 沖縄振興における子供の貧困対策と沖縄における子供の貧困をめぐる現状
 - (1) 沖縄振興における子供の貧困対策
 - (2) 沖縄における子供の貧困をめぐる現状
3. 沖縄子供の貧困緊急対策事業の展開
 - (1) 対策事業の概要
 - (2) 対策事業に係る実務手続と予算
 - (3) 支援員の配置
 - (4) 子供の居場所の運営支援等
 - (5) 小規模離島町村での取組の実施と電話・メール等による相談支援体制の整備
 - (6) 対策事業の成果の分析・評価・普及
4. おわりに

1. はじめに

令和3年8月、内閣府は沖縄振興の基本的な法的枠組みである現行の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（以下「沖振法」という。）の期限後となる令和4年度以降の「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を取りまとめ、その中で、今後取り組んでいくべき具体的な諸課題として、最初に子供の貧困を取り上げている¹。

この問題については、沖縄振興の現状や課題、現行沖振法の期限後の沖縄振興の在り方を調査審議してきた沖縄振興審議会総合部会専門委員会の最終報告において、多岐にわたる沖縄の課題と深く関わっており、必要な施策を包括的かつ着実に講じていく必要がある

¹ 内閣府「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について」（令和3年8月）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/etc/kihonhoukou.pdf>〉（以下、URLの最終アクセス日は全て令和3年10月8日）

とされている²。その上で、この報告を踏まえた沖縄振興審議会の意見具申においても、長期的な視野の下で、将来の沖縄を担う子供への教育や、貧困の世代間連鎖の防止を始めとする子供の貧困対策を着実に進める必要があるとされている³。また、平成 30 年に沖縄県が実施した県民意識調査の結果でも、沖縄県が取り組む重点施策のうち、「子どもの貧困対策の推進」が最も優先すべきとされ、沖縄県民の多くが、取組が必要であると考えていることが示されている⁴。

そこで、本稿では、沖縄振興における子供の貧困対策の位置付けと沖縄における子供の貧困をめぐる現状を踏まえた上で、内閣府が平成 28 年度以降実施している「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の実施状況を整理・分析し、最後に今後の課題について触れていく。

2. 沖縄振興における子供の貧困対策と沖縄における子供の貧困をめぐる現状

(1) 沖縄振興における子供の貧困対策

沖縄における子供の貧困をめぐる深刻な状況と対策の必要性については、現行沖振法が改正された平成 24 年以前の国会論議において既に指摘がなされていたが⁵、同法や同法に基づき国がその責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を示した「沖縄振興基本方針」（平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定）、同方針に基づき沖縄県が具体的な施策等を定めた「沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）」（平成 24 年 5 月 15 日決定）では、子供の貧困対策に関する具体的な方針や施策等は盛り込まれなかった。

その後、平成 25 年 6 月には、我が国における子供の貧困の状況等についての国際機関からの指摘や、それを踏まえた市民団体の働きかけを背景として、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）が議員立法として成立し、平成 26 年 1 月から施行された⁶。同法では、子供の貧困対策に関する基本的な方針等を定めた「子どもの貧困対策に関する大綱」の策定が国に義務付けられるとともに（第 8 条）、各都道府県も、同大綱を勘案して、「子どもの貧困対策についての計画」を策定することが努力義務として規定され（第 9 条）、同年 8 月、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した⁷。

平成 28 年 3 月、同法に基づいて、沖縄県は平成 28 年度から平成 33 年度（令和 3 年度）までの 6 年間を計画期間とする「沖縄県子どもの貧困対策計画」（以下「県貧困対策計画」

² 沖縄振興審議会総合部会専門委員会「調査審議結果最終報告」（令和 3 年 8 月）15 頁<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryousingikai/sinkousingikai/36/36-2-2.pdf>>

³ 沖縄振興審議会「沖縄の振興について」（令和 3 年 8 月 23 日）3 頁<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryousingikai/sinkousingikai/ikengushin.pdf>>

⁴ 沖縄県「第 10 回県民意識調査報告書 暮らしについてのアンケート結果（平成 30 年 8 月調査）」22～23、187～208 頁<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/seido/documents/02.pdf>>

⁵ 山内優子参考人（沖縄大学非常勤講師）意見陳述（第 177 回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第 6 号 17～18 頁（平 23.8.3））

⁶ 同法制定の背景、経緯等の詳細については、鴈咲子「議員立法による子どもの貧困対策法の成立」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要第 18 号』（平成 26 年 7 月）93～107 頁参照<https://atomi.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=2450&file_id=21&file_no=1>。

⁷ 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）<<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>>

という。)を策定するとともに⁸、同計画における重点施策の柱の一つとして、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」(積立額 30 億円)を設置した⁹。また、平成 29 年 5 月、沖縄県は、社会経済情勢の変化等により、重要性を増した課題を解決するための方向性を明確にし、沖縄振興計画の後期期間(平成 29 年度～令和 3 年度)において取り組んでいくべく、同計画を改定し、子育てセーフティーネットの充実に係る施策展開の一つとして、新たに子どもの貧困対策の推進を盛り込んだ¹⁰。

その後、平成 31 年 3 月、沖縄県は、平成 29 年度及び平成 30 年度の 2 年間に実施した施策についての中間評価を踏まえ¹¹、県貧困対策計画を改定し、重点施策の柱の一つとして、新たに「雇用の質の改善等に向けた取組」を加えるとともに、各種施策や改善状況を測るための指標の追加、修正等を行った¹²。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」については、法施行後 5 年を経過した場合の検討規定(附則第 2 条)が置かれ、関係団体からも見直しを求める声が上がっていたことから、令和元年 5 月、目的・基本理念の拡充や市町村による貧困対策計画の策定(努力義務)等を内容とした法改正が議員立法により行われ、同年 9 月から施行された¹³。

(2) 沖縄における子供の貧困をめぐる現状

子供(17 歳以下の者)全体に占める等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)が貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供の割合である子供の相対的貧困率¹⁴(以下「貧困率」という。)は、子供の貧困の実態を把握する上で重要な指標の一つとされている。我が国全体の子供の貧困率については、厚生労働省が毎年実施(ただし、令和 2 年については新型コロナウイルス感染症の影響により中止)している「国民生活基礎調査」のデータに基づき算出されている一方、都道府県ごとの子供の貧困率は算出されていない。

しかし、沖縄県における低所得世帯の割合や生活保護率、ひとり親家庭の出現率は全国と比較して高く、子供の貧困について全国よりも厳しい状況にあると考えられたことから、沖縄県は、平成 27 年度に県内の子供の貧困の実態把握に関する調査を実施することとし

⁸ 沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策計画」(平成 28 年 3 月)〈<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/seishonen/kosodatec/documents/okinawakenkodomonohinkontaisakukeikaku01.pdf>〉

⁹ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例第 1 条〈<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/kodomomirai/jigyos/documents/kikinjurei.pdf>〉

¹⁰ 沖縄県「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】」(平成 29 年 5 月) 42～43 頁〈<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/kikaku/documents/29-kaiteikeikaku.pdf>〉

¹¹ 沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策に関する中間評価の概要について」(平成 30 年 12 月)〈https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/documents/01kodomonohinkon_tyuukangaihyoukyou.pdf〉

¹² 沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策計画の改定について(主な改定内容)」(平成 31 年 3 月)〈<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/seishonen/kosodatec/documents/omonakaiteinaiyou.pdf>〉

¹³ また、「子供の貧困対策に関する大綱」についても、同様に 5 年を目途に見直しを検討するとされていたことや、法改正を踏まえて、令和元年 11 月、新たな大綱が策定された(内閣府「子供の貧困対策に関する大綱のポイント(令和元年 11 月 29 日閣議決定)」〈https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou_gaiyou.pdf〉)。

¹⁴ 厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問」〈<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>〉

た¹⁵。この調査では、一人当たり県民所得がいまだ全国平均の7割程度にとどまっている等、経済状況に全国との大きな差異が見られる沖縄県において、県独自の子供の貧困率を明らかにすることが県貧困対策計画を策定する上で必須とされた¹⁶。そこで、県下41市町村のうち、子供の貧困率算出に関するデータの提供のあった35自治体の可処分所得算出データを使用し、そのうち、全てのデータが突き合わせ可能であった8自治体（8自治体における子供数は平成22年国勢調査による県全体の子供数の約68%）をサンプルとして、子供の貧困率が算出された。その結果、国全体の子供の貧困率（平成25年）である16.3%を大きく上回る29.9%が沖縄県における子供の貧困率として発表された¹⁷。

この数字は、沖縄における子供の貧困をめぐる状況を端的に示すものとされ、子供の貧困対策に係る取組が進められてきた。しかし、子供の貧困率を含む子供の貧困に関する様々な指標（図表1）は、沖縄における子供を取り巻く実態が依然として厳しいものであることを示している。

図表1 子供の貧困に関する指標（沖縄県の状況）

- 沖縄県の子供の相対的貧困率は29.9%で、深刻な状況にある。
- 1人当たり県民所得は全国最下位で、母子世帯の割合は全国で最も高い。
- 低所得者世帯を対象とする施策を見ると、生活保護率は全国3位、就学援助率は全国2位にとどまる。

	指標	沖縄	全国	順位
①	子供の相対的貧困率(%)※1	29.9	13.5	—
②	1人当たり県民所得(千円)※2	2,391	3,304	低い方から1位
③	非正規の職員・従業員率(%)	43.1	38.2	高い方から1位
④	母子世帯出現率(%)	2.6	1.4	高い方から1位
⑤	生活保護率(%)※3	26.6	16.4	高い方から3位
⑥	就学援助率(%)	24.2	14.7	高い方から2位
⑦	高校中退率(%)	2.3	1.3	高い方から1位

母子世帯の収入状況(万円)	沖縄	全国	進学率(%)	沖縄	全国	順位
自身の年間就労収入	187	200	高校進学率	97.5	98.8	低い方から1位
世帯の年間総収入	278	348	大学等進学率	40.8	55.8	低い方から1位
			専修学校進学率	25.8	16.9	高い方から2位

※1 収入等のデータが異なるなど調査方法が異なるため、単純に比較はできないことに留意。

＜出典＞

① 子供の相対的貧困率(%) (全国:H30 沖縄:H26) 全国:「令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省)」 沖縄:「平成27年度沖縄県子どもの貧困実態調査(小中学生等)について一沖縄県子どもの貧困率(沖縄県)」

② 1人当たり県民所得(千円) (全国:H29 沖縄:H30) 「県民経済計算(内閣府)」

③ 非正規の職員・従業員率(%) (H29) 「就業構造基本調査/平成29年就業構造基本調査/結果の要約・概要・主要統計表(総務省統計局)」

④ 母子世帯出現率(%) (H27) 「社会・人口統計体系/社会生活統計指標一部道府県の指標～2021(総務省統計局)」より算出

⑤ 生活保護率(%) (R3.3) 「被保護者調査(月次調査)(厚生労働省保護課より提供)」

⑥ 就学援助率(%) (R元) 「就学援助実施状況等調査(文部科学省)」

⑦ 高校中退率(%) (R元) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(令和元年度)(文部科学省)」

＜母子世帯の収入状況(万円)自身の年間就労収入/世帯の年間総収入＞ (全国:H27.11 沖縄:H30.11) 全国:「平成28年度全国ひとり親世帯等調査(平成27年の母子世帯の年間収入状況)(厚生労働省)」

沖縄:「平成30年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査(沖縄県)」

＜進学率(%)高校進学率/大学等進学率/専修学校進学率＞ (R2.5) 「学校基本調査(文部科学省)」

(出所) 内閣府ウェブサイト<<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/kodomo-hinkon/shiryou/kodomo-genjou3.pdf>>

¹⁵ 金城沖縄県子ども生活福祉部長答弁(平成27年第1回沖縄県議会(定例会)会議録(第7号)(平27.3.4))

¹⁶ 堀川愛「行政と市民のタッグで実現 貧困率独自算定と実態調査」加藤彰彦ほか編著『沖縄子どもの貧困白書』(株式会社かもがわ出版、2017年)30～42頁

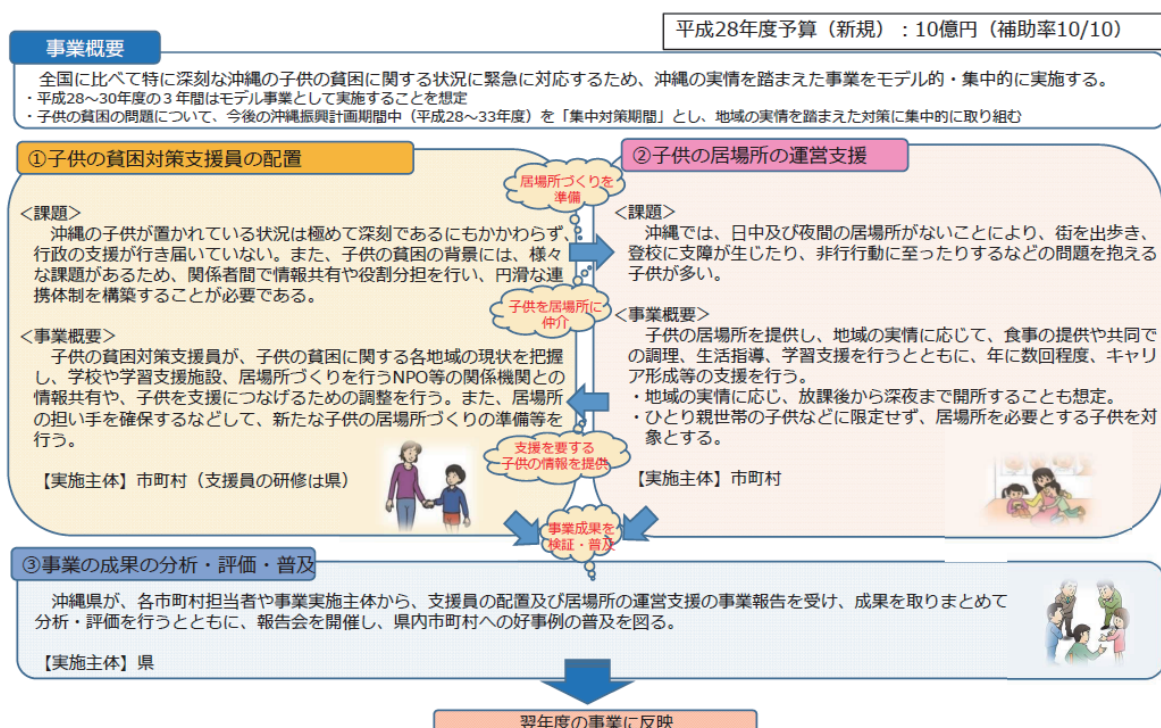
¹⁷ 沖縄県「沖縄県子どもの貧困率」(平成28年1月29日発表)<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomotyosa/documents/okinawakodomotyousa-hinkonritusuikei.pdf>>

3. 沖縄子供の貧困緊急対策事業の展開

(1) 対策事業の概要

国による沖縄における子供の貧困対策として、平成28年度以降、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」（以下「対策事業」という。）が実施されている。同事業が創設された経緯を見ると、平成27年10月の第26回沖縄振興審議会において、当時の島尻内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が、沖縄の子供の貧困をめぐる特に深刻な実情を踏まえ、沖縄振興の一環としてその対策に取り組んでいく旨を表明したことが契機となっている¹⁸。その後、同大臣と有識者やNPO等との懇談や、内閣府・沖縄県・市町村の間で意見交換等が行われ、同年12月の平成28年度予算に係る大臣折衝において、概算要求時点では盛り込まれていなかった対策事業の要望が了解され¹⁹、閣議決定された平成28年度予算案では同事業として10億円が計上された²⁰。その上で、閣議後の記者会見において、同大臣は、沖縄振興計画期間中（平成28年度から令和3年度）を子供の貧困問題の「集中対策期間」とし、沖縄の子供の貧困対策のために必要な予算の確保を図り、対策を進めていくとした²¹。

図表2 沖縄子供の貧困緊急対策事業の概要（平成28年度）



（出所）内閣府ウェブサイト〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/kodomo-hinkon/shiryou/kodomo_28yosan.pdf〉

¹⁸ 内閣府「第26回沖縄振興審議会議事録」5頁〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryou/singikai/sinkou-singikai/26/gijiroku27.pdf>〉

¹⁹ 内閣府「大臣折衝（平成27年12月21日）」〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/9/2015/20151221.html>〉

²⁰ 内閣府「平成28年度沖縄振興予算概算決定額」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2016/h28_yosan.pdf〉

²¹ 内閣府「島尻内閣府特命担当大臣記者会見要旨（平成27年12月24日）」〈https://www.cao.go.jp/minister/1510_a_shimajiri/kaiken/2015/1224kaiken.html〉

対策事業は、当初、市町村が実施する「子供の貧困対策支援員の配置」及び「子供の居場所の運営支援」という二つの柱を中心に、それらの事業の成果を沖縄県が分析・評価・普及し、翌年度の事業に反映するという形で構成された。また、特に平成 28 年度から平成 30 年度については、モデル事業として補助率 10/10 で事業を実施するものとされた（図表 2）。平成 29 年度予算では 11.0 億円、平成 30 年度予算では 12.0 億円がそれぞれ計上され²²、同事業が実施されてきた。

そうした中、平成 30 年 7 月の第 32 回沖縄振興審議会において、内閣府から、地元の取組状況や現地対策チームの活動等を通じて把握されてきた対策事業の課題が報告されている²³。具体的には、一般的な居場所では手厚い支援が必要な子供への対応が難しいケースが出てきたことや、若年妊産婦（おおむね 18 歳以下の妊産婦）の中には妊娠・子育てのためのサポートが十分得られていないケースがあるなど、手厚い支援が必要な子供への対応が第一の課題として挙げられている。また、第二の課題として、離島・へき地における取組の支援について、支援員等の人材の確保の問題等により同事業を実施していない小規模離島・へき地への対応等が、第三の課題として、個々の取組を超えた対応力の向上について、居場所事業者の取組・ノウハウの共有化や支援を希望する経済界等との窓口がないことが、それぞれ挙げられている。

そのため、内閣府は、平成 31 年度以降における対策事業について、①事業の定着を踏まえ、引き続き事業を進めるとともに、補助率の水準を段階的に見直し、急激な変化に伴う自治体の財政影響にも十分配慮しながら、沖縄振興予算の他の事業の補助率等も踏まえて検討していくこと、②新たな課題への着実な対応について具体的な方法を検討すること、という方向性を示した²⁴（なお、これらの課題のうち、若年妊産婦に対する支援については、平成 30 年度における同事業の一環として、平成 30 年 6 月、沖縄市における若年妊産婦の居場所への運営支援に係る補助金交付が決定されている²⁵）。

そして、平成 31（令和元）年度予算では対策事業として 13.1 億円が計上され²⁶、子供の貧困対策支援員の配置や子供の居場所の運営支援等の既存事業の補助率は 9/10、令和元年度以降の新たな対策として取り組む事業の補助率は 10/10 とされた。とりわけ、新たな対策として取り組む事業については、上記の課題に対応するものと位置付けられ、①手厚い支援が必要な子供への支援の強化として、ソーシャルワーク等を行う「拠点型子供の居場所の整備」や「若年妊産婦の居場所の展開」等、②離島・へき地における取組の支援として、「小規模離島町村での取組の実施」、③個々の取組を超えた対応力の向上として、「全居場所による連絡会の設置」や「電話・メール等による相談支援体制の整備」等が、それぞ

²² 内閣府「平成 29 年度沖縄振興予算概算決定額等」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2017/h29_yosan.pdf〉、「平成 30 年度沖縄振興予算概算決定額等」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2018/h30_yosan.pdf〉

²³ 内閣府「子供の貧困対策について」（第 32 回沖縄振興審議会配付資料、平成 30 年 7 月）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/siryu/singikai/sinkousingikai/32/32-03_1.pdf〉

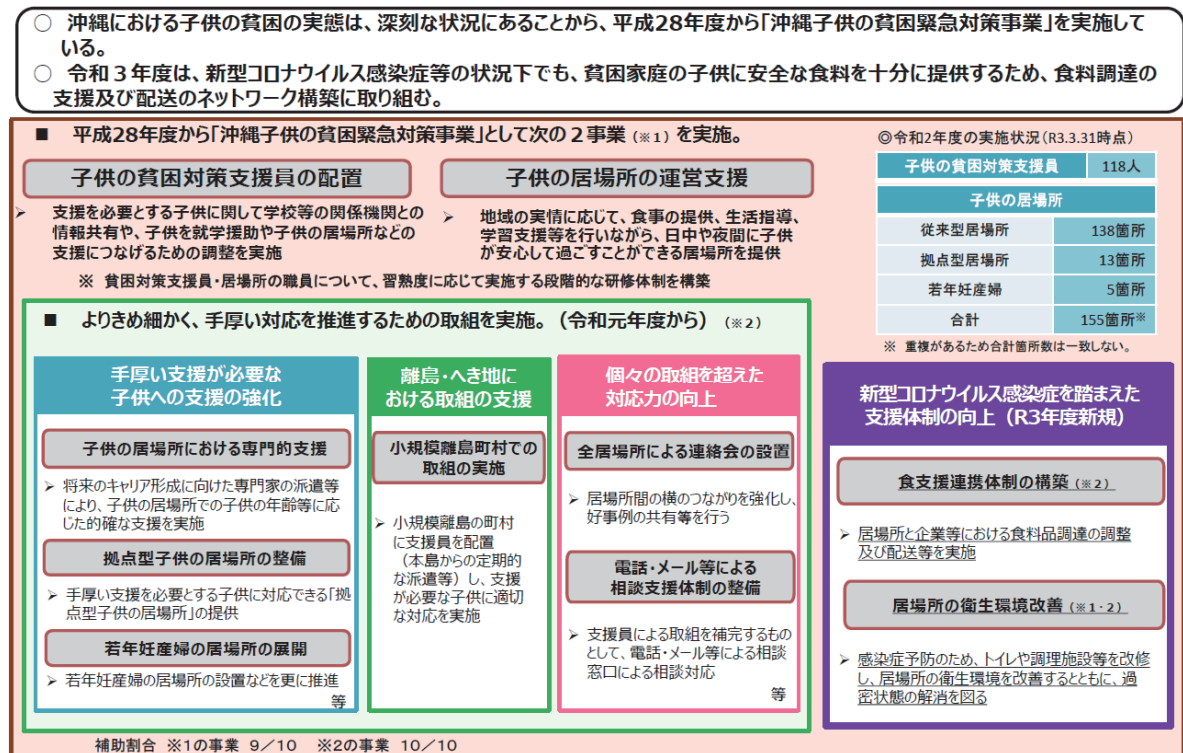
²⁴ 前掲注 23 参照

²⁵ 内閣府「平成 30 年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業 第 2 回交付決定（若年妊産婦の居場所）について」（平成 30 年 6 月）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2018/0615-ninsan.pdf>〉

²⁶ 内閣府「平成 31 年度沖縄振興予算概算決定額等」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2019/h31_yosan.pdf〉

れ実施されることとなった²⁷。令和2年度予算では14.4億円、令和3年度予算では14.6億円が同事業としてそれぞれ計上され²⁸、同様の枠組みで実施されているほか、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた支援体制の向上に係る取組として、新たに「食支援連携体制の構築」及び「居場所の衛生環境改善」が実施されている²⁹（図表3）。

図表3 沖縄子供の貧困緊急対策事業の概要（令和3年度）



（出所）内閣府ウェブサイト〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2021/2021_whole_2_13.pdf〉

（2）対策事業に係る実務手続と予算

ア 対策事業に係る実務手続

対策事業の実施に係る実務的な指針として、内閣府は、「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び同要綱に基づく「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）を定めている。

要綱では、対策事業における補助金交付の対象となる事業や経費のほか、補助金の申請や交付決定等に係る各種手続等が定められている。補助の対象となる事業の内容や事業者（県又は市町村）、経費、補助額については、要綱別記において詳細が定められてお

²⁷ 内閣府「令和元年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業について」（令和元年6月）〈<https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2019/0611-kohinkon1.pdf>〉

²⁸ 内閣府「令和2年度沖縄振興予算概算決定額等」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2019/r2_yosan.pdf〉、「令和3年度沖縄振興予算概算決定額等」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2020/r3_yosan1.pdf〉

²⁹ 内閣府「パンフレット（概要資料）」のうち「沖縄子供の貧困緊急対策事業」部分〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/pamphlet/shinkou-2021/2021_whole_2_13.pdf〉

り、具体的な事業ごとの補助率についても、補助金の額の項目中に「補助対象経費の○／10以内とする。」として実質的に定められている。

また、補助金の申請や交付決定に係る手続について、事業者は申請書を内閣総理大臣に提出し、同大臣が書類を審査の上、交付決定を行い、事業者に交付決定の内容等を通知するものとされている。なお、事業者が市町村（一部事務組合を含む。）である場合、申請は沖縄県知事を経由することとされ、同知事が交付申請に係る書類等の審査等を行い、その結果を同大臣に報告し、交付決定の内容等も同知事が市町村に通知することとされている。

また、要綱では、補助金の取扱いに関し必要な事項を別に定めるとしていることから、各事業において具体的に実施する内容等は実施要領で定められている。

イ 対策事業に係る予算

対策事業に係る予算（図表４－１）については、平成２８年度以降、毎年度計上されている。平成２８年度に１０億円が計上された後、新たな事業の展開等により増額が続いており、直近の令和３年度では１４．６億円が計上されている³⁰。

図表４－１ 予算の推移（平成２８年度～令和３年度）

（億円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
沖縄子供の貧困緊急対策事業	10	11.0	12.0	13.1	14.4	14.6

（出所）内閣府「沖縄振興予算概算決定額等」（平成２８年度～令和３年度）を基に作成

図表４－２ 交付決定額の推移（平成２８年度～令和２年度）

（百万円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
支援員の配置	355	360	353	309	331
子供の居場所の運営支援	556	646	741	668	618
拠点型子供の居場所の整備	—	—	—	224	287
若年妊産婦の居場所の展開	—	—	16	34	63
小規模離島町村での取組の実施	—	—	—	16	28
居場所による連絡会の設置	—	—	—	22	27
その他事業	49	63	69	69	76
交付決定総額	961	1,069	1,185	1,290	1,430

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の交付決定に係る各年度資料）を基に作成

また、対策事業における補助金の交付決定額（図表４－２）については、同事業における主な柱である「子供の貧困対策支援員の配置」（以下「支援員の配置」という。）と「子供の居場所の運営支援」に対する補助が大半を占めている。そのうち、支援員の配置に対する交付決定額は、当初３．５億円程度で毎年度推移していたが、補助率が９／１０と

³⁰ なお、令和４年度沖縄振興予算概算要求では、対策事業に係る経費として１８．５億円が計上されている（内閣府「令和４年度沖縄振興予算概算要求・要望」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2021/r4_gaisanyoukyu.pdf〉）。

なった令和元年度以降は、3.1～3.3 億円程度となっている。

一方、子供の居場所に係る事業に関しては、子供の居場所の運営支援に対する交付決定額が、居場所の箇所数の増加等に伴って、平成 28 年度の 5.6 億円から平成 30 年度の 7.6 億円へと増加しているが、支援員の配置同様、令和元年度以降は、補助率が 9/10 となったことや、従来の補助対象施設のうちの一部分が新たに始められた「拠点型子供の居場所の整備」の補助対象に含まれたことから、6 億円台で推移している。さらに、令和元年度以降は、新たな対策として取り組まれている拠点型子供の居場所の整備に対する交付決定額が、令和元年度は 2.2 億円、令和 2 年度は 2.9 億円、「若年妊産婦の居場所の展開」に対する交付決定額が、平成 30 年度は 1,600 万円、令和元年度は 3,400 万円、令和 2 年度は 6,300 万円となり、それぞれ増加していることから、子供の居場所に係る事業全体の交付決定額の合計は、令和 2 年度で 9.7 億円となり、同年度の交付決定額全体の 7 割近くを占めている³¹。

図表 4－3 執行額・執行率の推移（平成 28 年度～令和 2 年度）

		(百万円)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支援員の配置	(交付決定額)	355	360	353	309	331
	(執行額)	272	318	313	288	295
	(執行率(執行額/交付決定額))	77%	88%	89%	93%	89%
子供の居場所の 運営支援・整備・展開	(交付決定額)	556	646	779	926	968
	(執行額)	401	569	661	738	835
	(執行率(執行額/交付決定額))	72%	88%	85%	80%	86%
対策事業全体の経費		1,000	1,102	1,202	1,309	1,437
対策事業全体の執行額		701	943	1,036	1,127	1,241
対策事業全体の執行率(執行額/経費)		70%	86%	86%	86%	86%

(出所) 内閣府「行政事業レビューシート（沖縄の子供の貧困対策に必要な経費）」（平成 29 年度～令和 3 年度）を基に作成

また、対策事業に係る予算の執行状況（図表 4－3）については、同事業全体の執行率が、事業が開始された平成 28 年度では約 70%だったものの、翌年度以降は約 86%で推移している。主な個別の事業における執行率（交付決定額に対する執行額の割合）を見ても、平成 29 年度以降、支援員の配置ではおおむね 90%前後、子供の居場所に係る事業全体では 85%前後で推移し、いずれも直近（令和元年度）の沖縄振興予算全体における執行率（76%）³²と比べて、高い水準となっている。

³¹ なお、交付決定に関しては、従来、前年度の 3 月末までに各自治体に対する内示が行われ、6 月頃に 1 年間分の交付が決定され、公表されている。しかし、令和 3 年度については、働き方改革に伴う人件費の増加や新規事業の実施等の要因から、各自治体からの要望額が予算額を上回ったことで、内閣府における事業の査定に時間を要することとなり、3 月末までに内示がなされない状況となったため、同年度当初の 4 月時点で、一部自治体では交付が決まらない中、見切り発車で事業を開始せざるを得ない状況も発生していたとの報道がなされている（『沖縄タイムス』（令 3.4.20）、『琉球新報』（令 3.4.16））。その後、6 月末までに交付が決定されたが、令和 3 年度については、1 年間分の交付決定ではなく、四半期ごとの交付決定となっている。

³² 同年度決算では、歳出額 3,008 億円、繰越額 890 億円、不用額 67 億円となっている（内閣府『令和元年度沖縄振興予算』の決算について）〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/2019/r1_kessan1.pdf〉。

（３）支援員の配置

支援員の配置は、子供の貧困に関する地域の現状を把握し、学校やNPO法人等の関係機関との情報共有、子供の就学援助や子供の居場所等の支援につなげるための調整を行うほか、子供の居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行うことを目的に、市町村を事業者として実施されている。

図表５－１ 支援員の配置状況（平成２８年度～令和２年度）

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
市町村役場（福祉部門）	53 (50%)	63 (55%)	62 (53%)	73 (62%)	69 (58%)
教育委員会・学校	37 (35%)	37 (32%)	41 (35%)	41 (35%)	44 (37%)
その他（居場所・社会福祉協議会等）	15 (14%)	14 (12%)	14 (12%)	4 (3%)	5 (4%)
支援員数の合計	105	114	117	118	118
（うち、資格を有する支援員数）	81	93	97	100	94
（うち、実務経験のある支援員数）	90	97	104	113	109

※「資格を有する支援員」は、教員免許、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士・臨床発達心理士等の心理系資格等の資格を有する支援員

※「実務経験のある支援員」は、行政（福祉）、福祉（施設・相談支援など）、教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの実務経験のある支援員。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

支援員の配置状況（図表５－１）については、平成２８年度に１０５名（２８市町村）の支援員が配置された後、毎年度配置されており、令和２年度には１１８名（２９市町村）の支援員が配置されている。県内４１市町村のうち、主な配置先市町村（令和３年３月３１日時点）としては、那覇市（２６名）が最も多く、次いで沖縄市（１５名）、浦添市及びうるま市（各１０名）となっており、特に都市部を中心に配置されている一方、離島の１２町村³³では、支援員となる人材の確保が困難である等の理由から、支援員の配置がされていない状況となっている³⁴。

具体的な配置先については、市町村役場（福祉部門）が最も多く、次いで教育委員会・学校、その他（子供の居場所や社会福祉協議会等）となっており³⁵、多くの支援員は関連する資格や実務経験を有する者であるにもかかわらず、その採用形態は、基本的に非正規雇用（会計年度任用職員）であるとされる³⁶。

³³ 伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町

³⁴ 内閣府「令和２年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況について」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2021/0709-kohin_2.pdf〉

³⁵ なお、配置支援員数の最も多い那覇市では、支援員を「子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）」として全中学校区に派遣し、学校現場や行政等と連携し、関係機関へつなげる取組を行っていることから、配置された２６名のうち１８名が教育委員会・学校（教育相談課）に配属されている（那覇市「令和３年度主要事業一覧」〈https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/nahashizaisei/yosan/2021yosan.files/05_R3syuyoujigyou.pdf〉、難波利光「那覇市における子どもの貧困対策に関する考察―国・県からの財政支援と地域的なサービス―」『関門地域研究 Vol.26』（２０１７年３月）５９～７４頁〈https://www.kitakyu-u.ac.jp/iurps/pdf/kan26_3.pdf〉）。

³⁶ 『琉球新報』（令３.４.１８）。支援員の雇用形態に関する一例として、沖縄市教育委員会「貧困対策支援員（ス

支援員の配置による成果に関しては、支援員による支援を受けた人数（図表５－２）を見ると、平成２８年度の３,０４４人から、令和２年度には７,５５６人にまで毎年増加し、その増加割合も支援員の増員割合を大幅に上回っている。その理由としては、対策事業が継続して実施されるにつれ、支援員自体の認知度が向上してきたことや、支援員を配置している市町村や支援員、関係機関等の間でノウハウや連携が定着してきたこと等が考えられる。

また、支援を受けた人の内訳（図表５－２）を見ると、保護者の割合が平成２８年度の１６％から、令和２年度には倍近い２９％と高まってきている。支援員による支援の対象については、実施要領では、生活困窮世帯の子供とされているが、実際には、保護者に対する支援も必要とされている状況が見て取れる。

さらに、支援の対象を世帯単位で整理した場合（図表５－３）、支援を受けた世帯のうち、生活保護と就学援助の両方又はいずれかを受給しているものが、常に６割程度存在する状況であることがわかる。

図表５－２ 支援を受けた人数とその内訳（平成２８年度～令和２年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
支援を受けた人数（合計）	3,044	4,887	5,783	6,371	7,556
－子供	2,545（84％）	4,179（86％）	4,778（83％）	4,989（78％）	5,313（70％）
－若年妊産婦	－	－	－	32（1％）	55（1％）
－保護者	499（16％）	711（15％）	1,005（17％）	1,350（21％）	2,188（29％）

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

図表５－３ 支援を受けた世帯と生活保護等の受給状況（平成２８年度～令和２年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
世帯数（合計）	1,891	2,709	3,415	3,641	3,459
－生活保護・就学援助の両方受給	289（15％）	446（16％）	478（14％）	547（15％）	503（15％）
－生活保護のみ受給	110（6％）	98（4％）	67（2％）	107（3％）	153（4％）
－就学援助のみ受給	650（34％）	1,242（46％）	1,822（53％）	1,636（45％）	1,400（40％）
－受給なし	565（30％）	794（29％）	758（22％）	858（24％）	858（25％）
－不明	277（15％）	129（5％）	290（8％）	493（14％）	545（16％）

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

また、支援員が支援した子供や保護者をつないだ場所の内訳（図表５－４）を見ると、支援を受けた人の３割前後が子供の居場所とつながっており、支援員と子供の居場所の間で一定の連携がなされていることがうかがえる³⁷。また、子供の居場所に次いで、市町村役

クールソーシャルワーカー）募集要項」（令和２年度）〈<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/sp/userfiles/oki068/files/1.pdf>〉によれば、同支援員は、会計年度任用職員として採用され、月～金のうち週４又は５日（週３０時間）勤務し、給与は保有資格によって異なるものの、教員免許２種の場合は月額１６５,６００円～、社会福祉士又は精神保健福祉士の場合は月額２０１,２００円～、とされている。

³⁷ ただし、子供の居場所につながった人の割合の推移を見ると、平成２８年度の３６.２％から、令和元年度には２５.３％に低下している。内閣府が公表している集計方法及び結果からは、必ずしもその原因は明らかではないが、図表５－２で示されているとおり、支援を受ける人のうち、主として子供の居場所以外につながる保護者の割合が高まったこと等も影響していると考えられる。

場や学校等につながる人の割合が多くなっている。特に、学校等につながる人の割合は、平成 28 年度の 10.8%から、令和 2 年度には 20.2%にまで増えており、その理由として、支援員と学校との間の連携が定着してきていること等が考えられる。

図表 5－4 支援した子供や保護者をつないだ場所の内訳（平成 28 年度～令和 2 年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居場所	1,103 (36.2%)	1,821 (37.3%)	2,314 (40.0%)	1,653 (25.9%)	1,908 (25.3%)
市町村役場	434 (14.3%)	531 (10.9%)	604 (10.4%)	833 (13.1%)	1,134 (15.0%)
学校等	328 (10.8%)	375 (7.7%)	778 (13.5%)	1,119 (17.6%)	1,526 (20.2%)
ハローワーク	18 (0.6%)	38 (0.8%)	25 (0.4%)	30 (0.5%)	41 (0.5%)
児童相談所	59 (1.9%)	56 (1.1%)	77 (1.3%)	126 (2.0%)	72 (1.0%)
社会福祉協議会等	—	—	170 (2.9%)	234 (3.7%)	400 (5.3%)
民生委員	—	—	—	—	78 (1.0%)
医療機関	—	—	66 (1.1%)	101 (1.6%)	122 (1.6%)
弁護士	4 (0.1%)	10 (0.2%)	10 (0.2%)	18 (0.3%)	8 (0.1%)
その他	191 (6.3%)	500 (10.2%)	440 (7.6%)	437 (6.9%)	1,259 (16.7%)
合計（延べ数）	2,137	3,331	4,484	4,551	6,548

※複数回答のため、複数の場所につないだ場合でも、それぞれで計上されている。

※割合は、支援をされた人数（図表 5－2 参照）に対する割合となっている。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

（４）子供の居場所の運営支援等

「子供の居場所の運営支援」（以下「従来型の居場所支援」という。）は、子供の居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事支援（食事の提供や共同での調理）、生活指導、学習支援等を行うとともに、キャリア形成等の支援を随時行うことを目的に実施されている。また、令和元年度以降、対策事業の重点的な取組として、一般的な居場所では対応が困難な子供（不登校、ひきこもり、発達障害、非行の子供等）及びその保護者に対して、ソーシャルワーク等の手厚い支援を行う「拠点型子供の居場所の整備」（以下「拠点型の居場所整備」という。）とともに、若年妊産婦に対し、従来型の居場所支援に加えて、妊娠・出産・育児に関する相談・指導、家計管理に関する助言、就労のための支援等安定した生活を営むための自立に向けた支援を行う「若年妊産婦の居場所の展開」が実施されている。

子供の居場所に係る事業については、主として市町村が事業者となっているが、従来型の居場所支援及び拠点型の居場所整備のうち、市町村の範囲を超える広域的な居場所を提供するものについては、沖縄県が事業者となっている。

事業の実施状況について、子供の居場所の箇所数（図表 6－1）は、平成 28 年度の 122 箇所から令和元年度には 156 箇所（いずれも県及び 26 市町村）まで増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は 155 箇所（県及び 27 市町村）となっている。その内訳は、従来型の居場所支援が 138 箇所、拠点型の居場所整備が 13 箇所（県及び 8 市町）、若年妊産婦の居場所の整備が 5 箇所（5 市町）となっている³⁸。

³⁸ 前掲注 34 参照

図表 6－1 子供の居場所の箇所数の推移と内訳（平成 28 年度～令和 2 年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
居場所（合計数）	122	131	144	156	155
－従来型の居場所数	—	—	—	142	138
－拠点型の居場所数	—	—	—	12	13
－若年妊産婦の居場所数	—	—	—	3	5

※平成30年度の合計数には、令和元年度に「拠点型の居場所」「若年妊産婦の居場所」に移行する居場所を含む。

※「拠点型の居場所」及び「若年妊産婦の居場所」は同一の場所で支援を実施した場合はそれぞれ 1 箇所として計上しているため、それぞれの箇所数の合計と居場所の合計数は一致していない。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

子供の居場所に対する支援を実施している主な市町村（令和 3 年 3 月 31 日時点）のうち、箇所数が最も多いのは沖縄市（33 箇所）で、次いで那覇市（21 箇所）、浦添市（13 箇所）、うるま市（12 箇所）となっており、支援員の配置同様、支援は都市部を中心に行われている³⁹。そのほか、沖縄県が支援を実施している広域的な居場所については、県立高校（10 箇所）に従来型の居場所が設置されているほか、広域的な拠点型居場所の整備（1 箇所）が行われている⁴⁰。

また、子供の居場所において実施されている支援の内容（図表 6－2）については、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、居場所全体の箇所数が増加する中で、食事支援、生活指導及び学習支援を実施する居場所の箇所数が増えており、特に、生活指導を実施する居場所の箇所数が最も増加している。一方、キャリア形成支援等（高校・専門学校・大学体験ツアーや職場体験、芸術活動等の体験学習等）を実施する居場所の箇所数は、横ばいとなっている。

図表 6－2 子供の居場所における支援内容の内訳（平成 28 年度～令和 2 年度）

（支援を行っている居場所の箇所数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
食事支援	98	108	122	144	138
生活指導	95	123	137	155	151
学習支援	99	115	125	125	125
キャリア形成支援等	77	80	83	88	80
ソーシャルワーク	—	—	—	12	13
若年妊産婦の支援	—	—	—	3	5

※複数の支援を実施する居場所があるため、上記の合計と居場所（合計数）は一致しない。

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

こうした子供の居場所の活用状況に関しては、利用者数の推移（図表 6－3）を見ると、平成 28 年度の約 17 万人から、翌年度には約 28.9 万人に急増しており、その理由として、

³⁹ 前掲注 34 参照

⁴⁰ 内閣府「令和 2 年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業について」〈https://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2020/0626-kohin_1.pdf〉

事業の定着や認知度の向上等が考えられる。その後も居場所の箇所数の増加に伴って利用者数は増加しており、令和元年度には約 31 万人を超えたが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、令和 2 年 8 月には県内 203 箇所の子供の居場所のうち約 6 割に当たる 125 箇所が休止又は一部休止するという状況等もあり⁴¹、令和 2 年度は約 29.6 万人に減少した。

図表 6－3 子供の居場所の利用者数の推移（平成 28 年度～令和 2 年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数（延べ人数）	170,229	288,784	298,760	310,079	295,797
1 箇所における 1 日当たりの平均人数	13	14	14	13	13

（出所）内閣府記者発表資料（沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況に係る各年度資料）を基に作成

（５）小規模離島町村での取組の実施と電話・メール等による相談支援体制の整備

令和元年度以降、新たな対策として取り組まれる事業のうち、「小規模離島町村での取組の実施」と「電話・メール等による相談支援体制の整備」については、沖縄県が事業者となり、一般社団法人が運営する「子ども SW（ソーシャルワーカー）ステーション」に委託する形で事業が実施されている⁴²。

小規模離島町村での取組は、支援員の配置や子供の居場所の設置への着手が行えていない小規模離島自治体と連携を図りつつ、生活困窮世帯の子供や関係機関等の支援を行うものであり、具体的には学校・民生委員・自治会役員等と連携・協力の下に、対象となる小規模離島等を 1 箇所あたり月 2 回程度訪問し、実態把握・相談・社会資源へのつなぎ、把握したニーズに基づく子供支援の拡充を行う取組となっている。

令和元年度には伊江村及び伊是名村の 2 村、令和 2 年度には新たに粟国村を加えた 3 村に対する支援員の巡回派遣が実施され、同事業の周知、関係機関との連携強化、子供及び保護者に対する支援等のほか、伊是名村及び粟国村では子供の居場所づくりが行われている⁴³。

電話・メール等による相談支援体制の整備は、生活困窮世帯の子供及びその保護者からの電話・メール等による相談への対応を行うものであり、相談を受けたケースに対して、必要な情報を提供するとともに、子供の居場所や市町村などの必要な機関又は地域の支援員等に適切につなぐ取組となっている。

実際の相談体制としては、平日 8 時 45 分から 18 時 45 分までを相談受付時間とし⁴⁴、常時 2～3 名程度の支援員が対応するほか、必要に応じて、直接支援等を行うものとなっている。また、相談の年間延べ件数は、令和元年度が 453 件、令和 2 年度が 832 件で、その内容としては、両年度とも学校からの相談・支援依頼が最も多くなっている。この点につ

⁴¹ 『沖縄タイムス』（令 2.8.27）

⁴² 子ども SWステーションウェブサイト<<http://utt.okinawa/sw/>>

⁴³ 沖縄県「離島及び広域相談体制整備事業『子ども SWステーション』実績報告書」（令和元年度及び令和 2 年度の各年度分）

⁴⁴ 前掲注 42 参照

いては、受託機関のこれまでの支援活動が反映されている可能性が指摘されているが、令和元年度から令和2年度にかけて、引きこもり・不登校、家庭相談、本人又は親の病気、生活相談等に関する相談も増加しており⁴⁵、取組の認知度が一定程度高まっているものと考えられる。

（６）対策事業の成果の分析・評価・普及

対策事業については、市町村に好事例や改善点の普及を図るとともに、翌年度の事業に反映させることを目的として、沖縄県が支援員の配置、子供の居場所の運営支援、広域的な子供の居場所の運営支援の成果を取りまとめ、分析・評価等を行っている⁴⁶。

平成28年度から平成30年度の各年度においては、子供の居場所や支援員の支援を受けている子供やその保護者に対するアンケート調査が実施され、それらの事業について一定の効果が認められるとする一方、就学援助率の高い地域において居場所の設置を進めるべき等の課題も指摘されている⁴⁷。また、令和元年度においては、今後の対策事業の優先度等の整理に活用することを目的として、子供の居場所を含む社会資源の整備状況の調査（社会資源量調査）並びに支援を必要とする家庭における当該社会資源の活用状況及び支援状況の調査（支援状況等調査）が実施され、児童館や学童保育等の社会資源の利用を通じて保護者や子供に一定の肯定的な変化が見られたとする一方、支援が必要な世帯が既存の社会資源を十分に活用できていない実態等が指摘されている⁴⁸。さらに、令和2年度においては、沖縄県内の子供の貧困の様相と子供の居場所における支援状況の把握を目的に、モデル校におけるスクリーニング⁴⁹の実施（連携手法分析）及びインタビュー調査を通じた子供の居場所の機能や役割の調査（居場所機能等分析）が実施され、特に連携手法分析では、家庭の経済状況が厳しい子供については課題が表出しやすい状況にあり、多方面への支援につなげていく必要性等が指摘されている⁵⁰。

４．おわりに

沖縄県は、令和3年9月、沖縄県子どもの貧困対策推進会議に「沖縄県子どもの貧困対

⁴⁵ 前掲注43参照

⁴⁶ 沖縄県「沖縄子供の貧困緊急対策事業アンケート調査結果報告について」〈https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomomiraiseisaku/20170620kininkyuutaisaku_koukasokutei_houkoku.html〉

⁴⁷ 内閣府・沖縄県「平成30年度沖縄子供の貧困緊急対策事業アンケート調査結果について（概要）」〈<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomomiraiseisaku/documents/houkokusyogaiyou.pdf>〉

⁴⁸ 内閣府・沖縄県「令和元年度沖縄子供の貧困緊急対策事業社会資源量調査・支援状況等調査について」〈<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomomiraiseisaku/documents/01houkokusyogaiyou.pdf>〉

⁴⁹ 学校におけるスクリーニングとは、児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応を目的として、全ての児童生徒を対象として、問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を適切な支援につなぐための迅速な識別を行う手法として定義されている（文部科学省「スクリーニング活用ガイド」5～6頁〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/03/27/20200327_mxt_kouhou02_2.pdf〉）。

⁵⁰ 内閣府・沖縄県「令和2年度沖縄子供の貧困緊急対策事業分析・評価・普及事業 調査報告」〈https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/kodomomirai/kodomomiraiseisaku/documents/houkokusyogaiyou_1.pdf〉

策に関する最終評価報告書（案）」を提出し、県貧困対策計画で掲げた 41 指標の改善状況について、11 指標が達成、26 指標が改善（うち 6 指標が達成見込み）とした。一方、困窮世帯の割合については、対策事業により支援員の配置等が進んだことで保護者をサポートする体制が整備されたこと等により改善しているものの、同計画の最終年度（令和 3 年度）における目標値（20%）には届いておらず、改善状況が十分とは言えないとしている⁵¹。

内閣府は、令和 4 年度沖縄振興予算概算要求において、対策事業を継続して実施するとしており⁵²、今後も同事業が沖縄において国が実施する子供の貧困対策の主たる取組になると考えられるが、同事業の実施状況等を踏まえ、検討していくべき課題も存在している。

第一に、支援員や子供の居場所の現場から、対策事業が単年度事業であるために、次年度の見通しが立てにくいとの指摘がなされている⁵³。この点に関して、内閣府は平成 28 年度からの 6 年間で子供の貧困問題の「集中対策期間」と位置付け、継続した取組として事業を実施していく方針を示していた。しかし、沖縄振興一括交付金等とは異なり、対策事業が沖振法の規定自体に直接基づかない予算措置であるため、事業を実施する自治体にとっても予算額や補助率の見通しを立てにくく、上記の指摘がなされる要因になったと考えられる。沖縄における子供の貧困をめぐる現状を踏まえれば、対策事業を始めとする対策は今後も継続的に実施していく必要があり、新たな沖縄振興の枠組みの中では、法律等の規定に盛り込むことも含めて、安定的な制度として位置付ける必要があると思われる。

第二に、支援員の待遇について、支援員の多くが何らかの資格・実務経験を有するにもかかわらず、専門職としての給与が低いことや、会計年度任用職員といった 1 年ごとの契約に基づく雇用形態となっていることから、長く働きづらく、スキルが蓄積されにくいとの指摘がある⁵⁴。上記で挙げた点とも関わるが、今後、対策事業を継続的に進めていく上では、こうした人材面での待遇改善、それを可能とする財政的手当も考えていく必要がある。

第三に、離島・へき地における取組について、対策事業では依然として支援員の配置や子供の居場所が設置されていない町村もあることから、そうした地域における子供の貧困の現状把握や必要に応じた対策の実施は、今後も継続して取り組んでいく必要があると考えられる。

新たな沖縄振興の枠組みにおいては、この 6 年間で定着してきた対策事業における関係者間の連携や、知見やノウハウを活用しつつ、更なる取組が求められる。また、こうした事業は対症療法という性格のものであり、より根本的な子供の貧困問題の解消に向けては、引き続き産業振興を始めとする沖縄振興に係る取組を進め、県民所得の向上等を図っていくことが不可欠である。

（ふじう しょうじ）

⁵¹ 沖縄県が実施している子供の实態調査では、直近の困窮世帯の割合は、未就学児のいる世帯が 22.0%（令和 2 年度）、小・中学生がいる世帯が 25.0%（平成 30 年度）、高校生がいる世帯が 20.4%（令和元年度）となっている（沖縄県「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）について」6 頁（令和 3 年 9 月））。

⁵² 前掲注 30 参照

⁵³ 『琉球新報』（令 3.4.18）

⁵⁴ 前掲注 53 参照